

## 主な検討事項及び論点

## 1. 高等学校における日本語指導の制度化の必要性等

- (1) 高等学校における日本語指導が必要な児童生徒を取り巻く課題について  
※日本語指導が必要な高校生の進学・キャリア支援の充実等については、令和元年度「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において議論されているため、その内容を踏まえた議論とする。
- (2) 日本語指導の制度化の目的とそれによって期待される効果について
- (3) 制度化にあたって配慮すべき事項について
- ・制度の運用開始時期
  - ・制度化により、特別な指導を受ける生徒への配慮 等

## 2. 高等学校における日本語指導の制度化の在り方

- (1) 教育課程上の位置付けについて

【参考：小・中学校における、日本語指導のための「特別の教育課程」編成】

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第56条2において「特別の教育課程によることができる」とし、文部省告示（平成26年文部科学省告示第1号。以下「告示」という）において「小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる」としている。

- (2) 日本語指導の対象とする生徒について

【参考：小・中学校における、日本語指導のための「特別の教育課程」編成】

施行規則第56条2において、「日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある」者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当な者を対象としている。

また、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成26年1月14日初等中等教育局長通知。以下「施行通知」という。）において、日本語指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断は学校長の責任の下で行うこととし、その際、日本語指導担当教員を始めとする複数人により、児童生徒の実態を多面的な観点から把握・測定した結果を参考とすることが望ましいとしている。

(3) 指導の内容について

【参考：小・中学校における、日本語指導のための「特別の教育課程」編成】

告示において、児童生徒が「日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導」としている。

また、施行通知において、当該児童生徒の日本語の能力を高める指導のみならず、当該児童生徒の日本語の能力に応じて行う各教科等の指導も含むものであること。その場合の各教科等の指導内容は、当該児童生徒の在籍する学年の教育課程に必ずしもとらわれることなく、当該児童生徒の学習到達度に応じた適切な内容とすること。なお、当該児童生徒の受入れに当たって在籍させる学年については、必ずしもその年齢にとらわれることなく、必要に応じて相当の下学年に在籍させることについても配慮すること。

(4) 指導の実施形態について

【参考：小・中学校における、日本語指導のための「特別の教育課程」編成】

施行規則第 56 条 3 において、校長は、児童が他の小学校において受けた授業を、自校において受けた特別の教育課程による授業とみなすことができるものとしている。

(5) 指導時間・単位数について

【参考：小・中学校における、日本語指導のための「特別の教育課程」編成】

告示において、「特別の教育課程」による日本語の指導の授業時数は「年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準」としている。

(6) 指導計画の作成について

【参考：小・中学校における、日本語指導のための「特別の教育課程」編成】

施行通知において、児童生徒の日本語能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し学習評価を行うこととしている。

また、指導計画の様式は、各地域の実情等に応じて定めるものとし、指導計画とその実績は学校設置者に提出すること

(7) 単位認定、学習評価について

(8) 全日制・定時制・通信制の課程ごとの制度設計に違いについて

(9) 指導に当たる教員等について

【参考：小・中学校における、日本語指導のための「特別の教育課程」編成】

施行通知において、「特別の教育課程」による日本語指導の指導者については、教員免許を有する教師（常勤・非常勤講師を含む）とし、必要に応じてその指導を補助する者（日本語指導補助者・母語支援員）を配置することとしている。

3. 高等学校における日本語指導の制度化に当たっての充実方策

(1) 国、教育委員会、学校それぞれの役割について

- ・指導のための体制整備
- ・教員等の専門性の向上

(2) 今後の展望と課題について